

# 更別村農業委員会議事録

令和4年 第5回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和4年5月25日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和4年5月25日（13時30分開会、14時50分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

1番 及川委員            2番 岡委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局    事務局長 川上 祐明            農地係長 前田 貴広  
村産業課                産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 更別農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

(7) その他

- ① 令和5年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて  
② 令和4年第6回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和4年第5回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第5回の定例会という事で、それぞれ皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

先月から今日まで、自分では記憶がないくらい今年は雨の少ない年で、本当にこれまでで一番少ないような気がしており、干ばつ等被害が出ているかと思えます。一方でロシアでは侵攻が続いており、加えて円安も重なって物の値段がにわかに上がってきていることが懸念されているという事でもあります。

そんな中ではありますが、本日は、報告4件、議案6件となっております、慎重審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。1番 及川委員、2番 岡委員、それぞれよろしくお願い致します。

## 5. 議件の審議状況

### (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。4月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。  
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、この件についてよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

### (2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願いします。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。4月の総会議案の調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、何かご質問があればお願いします。  
(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

### (3) 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次、報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明致します。  
令和2年12月に農地法第5条の規定により許可した農地転用につきまして、工事完了報告書が提出されましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

議案資料をお願い致します。資料 1 頁になりますが、4 月 27 日付で提出されました工事完了報告書の写を付けております。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた小野委員の方より報告お願い致します。

【小野委員】 5 月 25 日今日、現地確認してきました。ご本人と一緒に見まして、完成して皆さん引っ越しして暮らしているところです。

【議 長】 ただ今報告がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議 長】 なければよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(4) 報告第 4 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 4 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第 4 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

4 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 1 件のあっせんが成立しております。

(報告案件朗読)

【議 長】 ただ今説明がありましたが、あっせん委員長を務められました岡委員より報告お願い致します。

【岡 委員】 4 月 13 日、私岡と日崎委員、小野委員、及川委員であっせん委員会を行いました。A の件については、委員 4 名とも同じ考えとなり、無事記載のとおりとなりました。

【議 長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(5) 議案第 1 号 現況証明願について

【議 長】 議案に入ります。議案第 1 号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。  
今回2件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)  
議案資料をご覧ください。2頁に願出地の図面を付けております。  
なお、図面上〇〇番〇〇については、後ほど議案第2号、第3号で出てきます。

2件目です。(議案朗読)  
議案資料をご覧ください。3頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員をお願いをしております。

【議長】 それでは1件目、委任者がBの件です。現地確認いただいた塩田委員の方より報告お願い致します。

【塩田委員】 5月21日に九々委員、宍戸委員、私の3人で現地を確認してきました。航空写真を見るとわかるんですけど、住宅がかかっています、格納庫が建っています、防風林があるという事で、農地としては使われていませんでした。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。この件について何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
〔「はい」の声〕

【議長】 それでは証明するものと致します。  
続いて2件目、委任者Cから願出のありました件について、現地確認いただいた小野委員の方より報告お願い致します。

【小野委員】 5月20日、福田委員、及川委員、私の3人で現地を確認してきました。航空写真で見るとおり、宅地として利用していることを報告します。

【議長】 ただ今報告がありました。これを踏まえて何かご意見があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 なければ、証明してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは2件とも証明するものと致します。

(6) 議案第2号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1 件目、（議案朗読）

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。4頁が変更箇所的位置図です。6頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設と住宅の間の部分の用途を変更しようとするものです。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

2 件目、（議案朗読）

議案資料をお願い致します。資料は8頁からになります。8頁が変更箇所的位置図です。10頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の隣地部分の用途を変更しようとするものです。

なお、別紙の航空写真の方も配布をしております。

3 件目、（議案朗読）

議案資料をお願い致します。資料は12頁からになります。12頁が変更箇所的位置図です。14頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の隣地部分の用途を変更しようとするものです。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

4 件目、（議案朗読）

議案資料をお願い致します。資料は16頁からになります。16頁が変更箇所的位置図です。19頁に転用求積図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存宅地の隣地部分を農用地区域から除外しようと

するものです。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

5 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 21 頁からになります。21 頁が変更箇所的位置図です。23 頁上段に利用計画図を付けております。現在の敷地ではスペースが足りないため、既存宅地の隣地部分を農用地区域から除外しようとするものです。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

6 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 25 頁からになります。25 頁が変更箇所的位置図です。26 頁に配置求積図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の隣地部分を農用地区域から除外しようとするものです。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

また、こちらは農業振興地域整備計画上は農用地ですが、現況地目は原野という事で、農地法の転用の手続きはありません。

7 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 27 頁からになります。27 頁が変更箇所的位置図です。28 頁に利用計画図を付けております。

なお、別紙で航空写真の方も配布をしております。

こちらでも現況地目が宅地という事で、農地法の転用の手続きはありません。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1 件目から 5 件目についてはこのあと議案第 3 号で転用許可申請が出て参ります。

**【議長】** ただ今説明がありました、これからそれぞれ膨大な資料にお目通しをいただく訳なんです、議案第 2 号では、1 番目から 5 番目は議案第 3 号と関連があるので、ここでは 6 番目、7 番目だけを審議しますが、お目通しは一括で 1 番目から 7 番目まで、それぞれ量は多いですが、お目通しいただきたいと思っております。

(各委員資料内容確認)

**【議長】** いかがでしょうか、おおよそお目通しただけででしょうか。6 番目から審議に入ってもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議長】 それでは進めてまいります。6番目、所有者Dの件です。この件につきまして、何かご意見等があればお願い致します。

（「ありません」の声）

【議長】 なければ、この内容で回答してもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それではこの内容で回答致します。

次、7番目、所有者がEの件です。この件につきまして、何かご意見があればお願い致します。

（「ありません」の声）

【議長】 なければ、この変更内容について、この内容で回答してもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは、ここではとりあえず、この2件については、このまま回答することで進めていきたいと思えます。

#### (7) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 それでは議案第3号の説明を致します。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

##### 1件目、（議案朗読）

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。まず4頁に申請地の位置図を付けております。

資料5頁からは許可申請書の写しを付けております。5頁左下をご覧ください。「2 転用計画」とあり、(2)に「転用事由の詳細」が記載されていますので読み上げます。「事業の拡張に伴い機材の保管場所が不足になったため格納庫の建築を計画しました。住宅の南側道路沿いで、農地として使用しづらい箇所を建築場所を選定したので許可を願いたい。」とのことです。5頁右上の(3)の表には工事期間と各建築物の面積、その下の3には資金計画が掲載されています。

資料1枚めくっていただきまして、6頁上段は利用計画図です。新設格



納庫、エプロン、通路・作業スペース、管理スペースを配置しています。大型機械の通行、旋回、作業、作業機の据え置きなど考慮しますと必要な面積と考えております。

7 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左側の方ですが、上から 1. 立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種から第 3 種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の土地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて 1 の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「当該地は風害により破損したビニールハウスを設置していた場所で畑としては使いにくい形状であることや、居住スペースとの連絡を考慮すると、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

## 2 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 8 頁からになります。まず 8 頁に申請地の位置図を付けております。

資料 9 頁からは許可申請書の写しを付けております。9 頁左下をご覧ください。「2 転用計画」とあり、(2)に「転用事由の詳細」が記載されていますので読み上げます。「事業の拡張に伴い機材の保管場所がないため格納庫の建築を計画しました。既存建物の並びに合わせ作業通路を取り効率化を図り、農作業に影響のない南側の空いている場所に建築場所を選定したので許可を願いたい。」とのことです。9 頁右上の(3)の表には工事期間と各建築物の面積、その下の 3 には資金計画が掲載されています。

10 頁上段は利用計画図です。新設格納庫、エプロン、作業通路、管理スペースを配置しています。大型機械の通行、旋回、作業、作業機の据え置きなど考慮しますと必要な面積と考えております。

11 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の立地基準ですが、(1)の表で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上

記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の土地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「非農地地目に新築するスペースがないこと、既存建物の並びに合わせ作業通路を設定し効率化を図っている事等を考慮すると、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

### 3 件目、(議案朗読)

補足ですが、議案第2号にありましたとおり、土地の所有者は父親のFです。Gが転用する場合は通常農地法第5条の規定により、FからGへ貸借の権利設定と併せての転用申請となりますが、申請地はすでに農地法第3条第1項の規定によりFからGへ使用貸借の許可を行っているため、今回は第4条の転用申請のみで足りる形となります。

議案資料をお願い致します。資料は12頁からになります。まず12頁に申請地の位置図を付けております。

資料13頁からは許可申請書の写しを付けております。13頁左下をご覧ください。「2 転用計画」とあり、(2)に「転用事由の詳細」が記載されていますので読み上げます。「事業の拡張に伴い牛舎が足りないため、建築を計画しました。既存格納庫と牛舎間の空きスペースで、農地として利用しづらい三角地のためそこを建築場所を選定したので許可を願いたい。」とのこと。5頁右上の(3)の表には工事期間と各建築物の面積、その下の3には資金計画が掲載されています。

14頁上段は利用計画図です。新設牛舎、エプロン、通路・作業スペース、管理スペースを配置しています。既存牛舎等との通路や作業スペース等も考慮しますと必要な面積と考えております。

15頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の立地基準ですが、(1)の表で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっていますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の土地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「非農地地目に一部空きスペースはあるがほぼ牧草地として活用している事、またそれらの空きスペースは住宅から遠く、動線や作業効率を考慮すると非常に使い勝手が悪

いこと、既存堆肥舎や既存牛舎との接続・連携を考慮する必要があることから、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

#### 4 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は16頁からになります。まず16頁に申請地の位置図を付けております。

資料17頁からは許可申請書の写しを付けております。17頁右上をご覧ください。「2 転用計画」とあり、(2)に「転用事由の詳細」が記載されていますので読み上げます。「申請人は畑作業として令和3年1月に父から経営移譲を受け農業を営んでおります。これから農業を担う者の家族拡大に伴い現在の住宅では非常に手狭になります。そこで後継者の住宅を計画しました。住宅の建築場所につきましては、当初、現在の宅地内を検討いたしましたが、適切な場所がなく、周辺には利用可能な非農用地がないことから、建築場所を宅地の北側に隣接する畑の一部を建築予定地として検討いたしました。この場所につきましては、父の居宅、格納庫、圃場に隣接しており農作業の効率を非常に高める場所でもあります。また、圃場に隣接しており、圃場の状況を把握でき、作物等に被害があったときには直ぐに駆けつけ対処できる場所でもあります。今回の申請地が営農面、生活面で最も用地として適していると考え、農地転用の申し出をいたします。」とのことです。右下の(3)の表には工事期間と各建築物の面積、18頁の左上の3には資金計画が掲載されています。

19頁は転用求積図です。住宅、花壇、作業場スペース、通路・駐車スペースを配置しています。それぞれ必要な面積と考えております。

20頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の立地基準ですが、(1)の表で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の土地であるが、農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外される予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「既存の非農地は農業用施設や住宅がすでに建設されており、新たな住宅を建設するスペースがないこと、また今回の申請地は、父の居宅や格納庫に隣接した畑の一部であること等から、農作業の効率や残された畑の運用を考慮しても、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

#### 5 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は 21 頁からになります。まず 21 頁に申請地の位置図を付けております。

資料 22 頁からは許可申請書の写しを付けております。22 頁左下をご覧ください。「2 転用計画」とあり、(2)に「転用事由の詳細」が記載されていますので読み上げます。「家族の増員に伴い、住宅が手狭になったため、住宅の建築を計画しました。既存住宅と旧住宅の空きスペースで、農地として使用しづらい箇所を建築場所に選定したので許可を願いたい。」とのことです。右上の(3)の表には工事期間と各建築物の面積、その下の 3 には資金計画が掲載されています。

23 頁上段は利用計画図です。住宅、管理スペースを配置しています。それぞれ必要な面積と考えております。

24 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の立地基準ですが、(1)の表で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の土地であるが、農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外される予定である。」としております。続いて 1 の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「防風林を伐採して建設する計画であり、現況の畑面積には影響しないこと、既存施設により畑として活用しにくい場所であることから、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第 2 号の農振計画変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いしております。

【議長】 この5件については、議案第2号の更別村農業振興地域整備計画変更と併せて1件ずつ審議いただきたいと思っております。まず1件目、Hの件です。この件について現地確認いただいた福田委員の方より報告お願い致します。

【福田委員】 5月20日の日に現地確認してまいりました。本人立会いのもと、申請地以外に代替地がないと判断した理由にあるように、去年の大風でハウスがやられてしまい、今更地になっており、場所的には適正だと思います。

【議長】 この件につきまして、何かご意見等あればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 なければ、それぞれ許可してよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものとし、議案第2号の方をこの内容で回答するものと致します。  
それでは2件目、申請者がIの件です。現地確認いただいた宍戸委員の方より報告お願い致します。

【宍戸委員】 5月21日に現地を確認してまいりました。現在のところに隣接ということで、格納庫、作業通路、管理スペースなど、適正な面積であったことを確認してまいりました。

【議長】 この件について、何かご意見等あればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 ご意見がなければ、許可してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものとしたします。  
次に3件目、申請者がGの件です。現地確認いただいた大地委員の方より報告お願い致します。

【大地委員】 5月20日に現地確認をしてまいりました。既存の格納庫と牛舎の間にあるスペースで、農地としての利用は不便な箇所に牛舎等を建設するという事で、配置的にも面積的にも適正であると思います。杭入れはされておりました。

【議長】 この件について、何かご意見等あればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 特になければ、許可してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものといたします。  
次に4件目、申請者がJの件です。現地確認いただいた及川委員の方より報告お願い致します。

【及川委員】 5月23日に現地確認に行っていました。現在杭が建っており、面積場所ともに適正だと思われました。

【議 長】 この件について、何かご意見等あればお願い致します。  
(意見等無)

【議 長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものといたします。  
次に5件目、申請者がBの件です。現地確認いただいた塩田委員の方より報告お願い致します。

【塩田委員】 5月21日に現地を確認してきました。後継者の住宅ということで、既存の住宅の並びに建てるということで、既存の農地に影響なく、問題ないと思いました。

【議 長】 この件について、何かご意見等あればお願い致します。  
(意見等無)

【議 長】 特になければ、許可してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものといたします。以上で議案2号3号併せて終了となります。

(8) 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

【議 長】 次、議案第4号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明お願い致します。

【事務局】 議案第4号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

について説明を致します。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を決定し公表してよろしいか審議をお願い致します。

議案次の頁から8枚に渡り点検・評価内容を掲載しています。こちらは前回の定例総会で案を説明させていただきまして、4月15日から5月9日までの25日間、ホームページ上で地域の農業者等からの要望、意見を募集しておりました。結果、要望等は寄せられませんでしたが一内容に追記した箇所がありますので、追記箇所のみ説明致します。

点検・評価内容の8枚目、議案第5号の直前の頁になります。ローマ数字のⅦ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」で、農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務、二つ項目がありますが、要望・意見が寄せられませんでしたので、それぞれ「無」と記入しています。

他の項目は前回から変更はありません。

決定後は、村及び全国農業会議所のホームページで公表する予定です。

**【議長】** ただ今説明がありました、この内容について、いかがでしょうか。特になければ、この内容で報告並びに公表してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

**【議長】** それでは、この形で進めていきたいと思えます。

(9) 議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

**【議長】** 次、議案第5号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願い致します。

**【事務局】** 議案第5号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明致します。

議案資料29頁をご覧ください。令和4年2月に農水省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」との通知が出されております。

さきほどの議案の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の根拠となっていた通知が今回廃止されまして、新たにこの通知が出されたところです。

31頁の2行目の「2最適化活動の目標の設定及び公表・報告」を読み上げます。「農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。」とされております。

尚、本年度は制度改正後間もないという事で、4月以降迅速に行うようと

されており、更別村では今回審議いただき設定することとしております。

以上に基づき今年度の最適化活動の目標の設定等をご確認いただきたいと思っております。

議案に戻りまして、最適化活動の目標の設定等のローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」の1「最適化活動の成果目標」(1)「農地の集積」です。

②の「目標」の集積面積は、①のこれまでの集積面積と同じにしています。

(2)「遊休農地の解消」では遊休農地ゼロを維持することとしています。

次の頁、(3)「新規参入の促進」では、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上の面積を、新規参入者への貸し付けについて同意を得て公表することとしております。こちらは今回から新たに求められた項目で、具体的な取り組みの手法については検討中です。

2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月当たり平均の活動日数を6日としております。先月説明いたしました活動記録簿の考え方を参考に、評価の点数を見込める最低限度の日数を見込んだところです。委員の皆様と事務局で連携・協力しながら日数を積み上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査、いわゆる農地パトロール以外の取り組みに係る活動強化月間を年3回設定することが求められておりますので、例年売買あっせんの集中する6月7月を農地の集積について、ある程度農作業の落ち着いた11月を新規参入の促進について、それぞれ取り組む事としております。

(3)新規参入相談会への参加目標については、今回から国から求められている取り組みではありますが、村の新規就農制度についての具体的な案件があった場合でも、委員の皆さんに直接関わっていただく場面があまりない状況ですが、出来れば情報共有などを図っていきながら取り組んでいければと考えております。

以上、4年度の目標の設定等につきましてこの場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ農業会議の確認を受けた上で決定し、村及び全国農業会議所のホームページで公表することになります。

**【議長】** ただ今説明がありましたが、令和4年度の最適化活動の目標の設定等についてなんですが、ただ今の説明のほかに付け加える点があればお願いしますし、なければこの形で設定していただき、併せて公表していきたいと



思っていますが、いかがでしょうか？追加のご意見等があればお願いします。

（「この内容でいいです」の声）

【議長】 この内容で進めていただくという事で、併せて公表するという事によろしいですか？

（「はい」の声）

【議長】 それではこの形で進めていただきたいと思います。

(10) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等2件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借で、（議案朗読）

売買で、（議案朗読）

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、賃貸借1件目、利用権の設定を受ける方がAの件です。この件につきまして何かご意見があればお願いします。

（意見等無）

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

【議長】 売買に進みます。利用権の設定を受ける方がKの件です。この件につきましてご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。  
以上でこちらからの議案の方は終了となります。

## 6. その他の協議状況

### (1) 令和5年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

【議長】 次、その他の1番目、令和5年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてお願い致します。

- ・別紙資料を事前に送付済。
- ・要望事項があれば、事務局へ連絡を。

※クールビズについて周知

### (2) 令和4年 第6回農業委員会定例総会について

※第6回定例総会は、6月22日（水）13時30分に決定する。

## 7. 閉会挨拶

【会長】 それでは、第5回の定例会ということで、皆様には慎重に審議していただきながら、全件承認していただくことが出来ました。ありがとうございます。

これから夏へ向かうわけなんです、例年なら春の春耕期、雨で休む日もあるんですが、今年はなかなか雨で休んでいることもないので、皆さんそれぞれ余裕をもって計画的に仕事を進めていただきたいと思います。本日はありがとうございました。